

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書に対応した国内措置のあり方の検討の経過等について

H27. 8. 24 中央環境審議会自然環境部会（第 27 回）

「遺伝子組換え生物等専門委員会」の設置

(H27. 11. 9 第 1 回遺伝子組換え生物等専門委員会)

H27. 11. 11 中央環境審議会自然環境部会（第 28 回）

「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書に対応した国内措置のあり方について」（諮問）

H28. 1. 22 第 2 回遺伝子組換え生物等専門委員会

H28. 8. 3 第 3 回遺伝子組換え生物等専門委員会

「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書に対応した国内措置のあり方について（答申案）」とりまとめ

H28. 10. 27～11. 25 答申案のパブリックコメントを実施

H28. 12. 26 中央環境審議会自然環境部会（第 33 回）

※ 別途、遺伝子組換え生物等専門委員会において、カルタヘナ法の施行状況の検討について、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）の施行状況の検討について」がとりまとめられ、平成 28 年 8 月 30 日の中央環境審議会自然環境部会（第 32 回）に報告された。